

おおいた建設人材共育ネットワーク活動推進事業
**令和4年度建設産業魅力発信コンテンツ制作及びテレビ CM 他広告出稿業務委託
企画提案競技募集要項**

1. 目的

おおいた建設人材共育ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）では、建設産業における人材確保のため、官民を挙げて働き方改革に取り組むとともに、建設産業の魅力発信に取り組んでいるところである。特に小中学生や県内建設系学科の高校生に対して、出前授業や現場体験学習会などを通して、建設産業の魅力発信を行ってきたところである。

しかしながら、未だ建設産業に対し「3K（きつい、汚い、危険）」や「男性社会」といったネガティブイメージを持つ人や「専門性が高い」などハードルを高く感じる人も多い状況である。

そこで、当該事業にて制作する建設産業紹介動画並びに情報発信用コンテンツ及びテレビCM等をターゲットに見てもらうことで、そのようなイメージを払拭し、建設業に興味関心をもってもらうことで、建設系学科への進学や県内建設産業への入職を喚起することを目的として、事業を実施するものである。

2. 契約に付する事項

- | | |
|---------|---|
| （１）業務名 | 令和４年度建設産業魅力発信コンテンツ制作及びテレビ CM 他広告出稿業務 |
| （２）発注機関 | おおいた建設人材共育ネットワーク |
| （３）履行場所 | 県内 |
| （４）履行期間 | 契約締結の日から令和５年１月３１日まで |
| （５）業務概要 | 別紙「令和４年度建設産業魅力発信コンテンツ制作及びテレビ CM 他広告出稿業務委託仕様書」による。 |
| （６）限度額 | ４，０７０，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む） |

3. 参加資格

企画提案競技へ参加できる者は、次の各号の要件に該当する者とする。

- （１）大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和２年大分県告示第 326 号）を有する者又は同等の資質を有する者。
- （２）事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ①事業の実施にあたり、専任の担当者を配置し、ネットワークとの打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

- ②ネットワークから要請があった場合に、2日以内に担当者等を派遣することが可能な者であること。
- ③宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ④特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥本企画提案競技の公告の日から委託契約の前日までの間に大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- ⑦公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- ⑧破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑨自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （イ）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （ウ）暴力団員が役員となっている事業者
 - （エ）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - （オ）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - （カ）暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - （キ）役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - （ク）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4. 説明会

- （1）提案競技参加希望者に対して説明会を開催する。説明会への参加を希望する者は、下記の期限までに FAX 又はメールで申込み（様式自由）を行うこと。

なお、説明会に不参加の者は企画提案競技への参加を認めない。

- ①参加申込期限 令和4年4月22日（金） 12：00必着
- ②申込書記載内容 会社名、参加人数（最大2名まで）、担当者氏名、電話番号
FAX 番号又は E メールアドレス
- ③参加申込先 本要項11「問合せ先」に同じ

なお、参加申込み者多数の場合は、２回に分けて説明会を実施することとし、その日時は、４月２２日（金）正午までに参加申込みのあった者全てに対して、ＦＡＸ又はメールで通知する。

②場 所 大分県庁新館 地下2階 B22会議室

ルで提出すること。なお、必ず送付したことを電話連絡し、着信を確認すること。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

①提出期限：令和4年5月12日（木）17：00まで

②提出先：本要項11「問合せ先」に同じ

(3) 回答

参加申込みのあった者全てに対して、メールで随時回答する。なお、提案内容の核となる質問については、質問者のみに回答する。

7. 企画提案書等

(1) 企画提案書等作成上の条件

企画提案書等の作成、提出等に要する経費については、参加業者の負担とする。

(2) 企画提案における必須項目

様式は任意とするが、下記の項目を盛り込んだものとする。

①事業の内容及び方法

・建設産業紹介動画シナリオ構成案（骨子）を示すこと

・制作するPRコンテンツの内容及び情報発信方法

情報発信により期待される成果

・テレビCM、インターネット広告の実施内容及び実施方法

②見込まれる波及効果

③過去の類似業務の実績

④委託業務の執行体制

(3) 特記事項

上記の他に、本事業における自社の優位性等があれば記載すること。

(4) 概算経費

本事業に必要な経費の見積書を添付すること。

(5) 提出期限等

①提出期限：令和4年5月19日（木）17：00必着

②提出方法：下記提出先まで郵送又は持参

③提出書類：8部（正本1部、副本（正本の写し）7部）提出すること。

④提出書類については返却しない。なお、提出書類は選定業務以外に使用しない。

⑤提出先：本要項11「問合せ先」に同じ

8. 審査方法

(1) 提案競技参加希望者が6者以上の場合は書類による予備審査を行い、プレゼン審査に進む上位5者を選定するものとする。予備審査結果は、5月26日に全ての参加者にFAX又はメールで通知し、予備審査通過者にはプレゼン審査の日程等を併せて通知する。

なお、提案競技参加希望者が5者以下の場合は、5月26日にプレゼン審査の日程等を全参加者にFAX又はメールで通知する。

(2) 審査会の日時と場所は以下による。

①日 時 令和4年5月31日(火) 13:30～17:00

②場 所 大分県庁新館地下2階 B21会議室(控え室は同階B22会議室)

(3) 審査委員会を設置し、最優秀と決定された提案を採用する。

(4) 審査については、プレゼン審査とする。

(5) 選定された提案の使用権はネットワークに帰属する。

(6) 参加業者には、審査結果についてすみやかに文書で通知する。

(7) 最優秀提案を行った者を契約予定者とする。ただし、契約予定者との契約が成立しない場合は、次点の者を契約予定者とする。なお、応募者が1者のみの場合、審査結果において基準点(6割)を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。

また、契約予定者が審査委員を通じて不正な行為を行い、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

(8) 審査結果についての異議申し立ては受理しないものとする。

9. 審査基準

別紙「審査基準」に基づき総合的に行う。

10. 協議による企画提案内容の変更

選定した企画提案をもとに実施することを基本とするが、準備段階でネットワークと受託者との協議の中で生じた工夫や関係機関の調整等から、修正が必要となるときは、企画提案内容の変更もあるものとする。

11. 問合せ先

おおいた建設人材共有ネットワーク プロモーションWG事務局

大分県土木建築部 土木建築企画課 建設業指導班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

TEL: 097-506-4516 FAX: 097-506-1770 E-mail: a17000@pref.oita.lg.jp